

2024年4月26日

国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学
学長 吉田 和弘 殿

岐阜大学職員組合中央執行委員長 天池洋介

要望書

大学運営への日頃のご尽力と、職員の労働条件向上についてのご配慮に、感謝申し上げます。大学運営や労働条件等について組合員から寄せられている要望事項を列挙します。本要望書の内容に対する回答を2024年5月27日までにくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

I. 大学運営に関する要望事項

- ①教員の新規採用人事について、公募開始を早められるようにすること
優秀な人材の確保のため、教員採用の募集時期を早くできるように対処してほしい。

- ②各学部に分配する運営費交付金（基盤経費）を増額すること
各学部に分配する運営費交付金（基盤経費）の削減により、大学の最重要業務である学生に対する教育とそれを支える研究が十分に行えない事態が発生している。予算全体を見直して、各学部に分配する経費の増額をしてほしい。

- ③東海国立大学機構に設置が義務づけられた「運営方針会議」を適切に運営すること
国立大学法人法の改正に伴い、東海国立大学機構に「運営方針会議」の設置が義務づけられました。「運営方針会議」においては、「法人自らが人選する多様な知見や実務経験を有する者」が選出されると認識しています。東海国立大学機構は、名古屋大学と岐阜大学の両大学が建設的に議論を行い、各々の大学の役割を担いながら、その相乗効果をもとに社会に寄与していくものと考えています。特に、岐阜大学は地域中核大学を目指しており、『地域連携、地域活性化、地域創生』は、東海国立大学機構の重要なミッションであると認識しています。特に、名古屋大学の目指す国際卓越大学という視点に偏った委員の選出が行われた場合は、岐阜大学が育んできた地道な教育や地域と連携した活動等が切り捨てられる可能性を危惧します。
以上から、運営方針会議の構成員には、『地域連携、地域活性化、地域創生』の知見を有する方という観点からの委員が一定数は必要であると強く考えていますが、必ずこのような方向性に則り、運営方針会議の構成員を選出して頂きたい。

II 労働条件・手当関係

①職員の業務負担を軽減する措置を講じること

- 常勤教員の業務負担が年々増加しており、研究する時間が十分に確保できない、休日を確保できない、家族と過ごす時間が無くなっているという状況が生じている。そこで学内の業務について精通している名誉教授や元職員の力を借り、一部の業務について担当してもらえるようにしてもらいたい。特に入試業務は負担が大きく、入試時期は他の業務に手を付けられないため、入試業務（試験監督等）の担当をお願いしたい。
- 日常業務の見直しをして、本当に必要な業務を精選してほしい。例えば、以下のよう業務について見直しをすることはできないか検討してほしい。
 - ・ISO のセルフチェックシートについては、取り組む頻度が多く、書類作成の時間が大きいため、頻度を少なくしてほしい。
 - ・研究費の会計申請作業について、従来は購入した本のタイトルの一部を申請すれば良かったが、今は本のタイトルを全て申請し、加えて領収書とインボイスを添付しないとイケないため、事務作業がかなり煩雑になっている。簡略化することはできないか。
 - ・プロジェクトに伴う文書作成が多いため、簡略化してほしい。
 - ・新しい組織づくりや組織改組については、書類作成の負担が極めて重いため、事前に慎重な検討をして、確実に実施のできるものに限定してほしい。
 - ・非常勤講師の交通費申請が、毎月申請する必要があるため、申請をする非常勤講師も、確認をする事務職員も、職務がかなり増えている。交通費申請については半年に一度にし、変更があった場合にはその都度、申し出るような形に変更してほしい。

②70歳までの就業機会確保に関して岐阜大学の方針を示すこと

背景、定年退職後に特任教授として在職を続けるケースが増えていたが、最近、岐阜大学は、在職者が定年後に特任教授になる際の採用基準を引き締めた。基本的に自助努力で予算を確保して在職を継続する案件を制限するにあたり、70歳までの就業機会確保を念頭に何か案の用意があるかお聞きしたい。

③同一労働同一賃金の観点から、パートタイム勤務職員および契約職員に対して、昇給、期末手当・勤勉手当の支給を行うなど、待遇の改善を図ること

④法人統合に伴う名古屋大学に合わせたシステム変更により、業務の生産性、効率性が上がっているのか、変更に伴う職員の業務が過重になっていないかを調査し、必要な措置を講じること

- ⑤有期雇用の職員の無期労働契約への転換について、適切に運用されているかどうか、対象となる職員の雇い止めが行われていないことを確認すること
- ⑥急激な物価上昇に対して、全職員に対して一時金を支給すること
- ⑦附属学校の教諭に対して超過勤務手当を適切に支払われているか確認し、未払いの場合は適切に支払うこと
- ⑧附属学校の管理職手当（校長・教頭）を増額すること
教諭には超過勤務手当が支払われるようになり改善が図られる一方で、超過勤務をしているにもかかわらず、管理職には超過勤務手当が出ていない。また、超過勤務手当が支払われることで、教諭の給与が管理職を上回る場合がでる。県職の教員より手当が低いと、よりよい人材を確保することが難しくなる。
- ⑨学部長、副学部長、学科長等の手当を増額すること
- ⑩前任地に配偶者を残し、単身で着任する新規採用職員に単身赴任手当を支給すること
- ⑪Amazon ビジネスを技術職員でも利用できるようにすること
運用が開始される Amazon ビジネスは、常勤教員のみが利用でき、その他の職種は利用できないことになっている。技術職員は教員と同様に教育研究活動で自らの裁量で予算を使用することがあることから、技術職員も Amazon ビジネスを利用できるようにしてほしい。

III その他

- ①職員組合への加入に対する不正な干渉はしないこと
労働者が労働組合に加入することは、憲法で保障された基幹的な権利である。労働組合に加入しないことを公然、あるいは暗黙裡に周知したり、あるいは労働組合に加入したことを理由に、賃金や人事などで不利益な取り扱いをすることは、「不当労働行為」として労働組合法で禁止されている違法行為である。このような不当労働行為はしてはいけないことを職員に改めて周知し、岐阜大学として法律を遵守する立場から、不当労働行為をしないこと、不当労働行為を許さないことを明言してほしい。
- ②非常勤講師について以下の事項を実施すること
・非常勤講師室に組合掲示板を設置すること。

・労働条件通知書（兼 同意書）を3月中（新年度開始前まで）に提示すること。

③キャンパス内の歩行路が雨天時に冠水してしまう状況を改善すること

駐車場 A から応用生物科学部棟に至る歩行路が雨天時に冠水し、歩行が困難となる。修繕工事を行い、水捌けを改善してほしい。

以上

*連絡先メールアドレス：

職員組合メールアドレス：kumiai@gifunion.sakura.ne.jp

椎名貴彦（中央書記長、応用生物科学部教授）

: shiina.takahiko.a0@f.gifu-u.ac.jp